滝沢市気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

滝沢市（以下「市」という。）と○○（以下「クーリングシェルター管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止を図るために暑さをしのぐ場所として市が指定する施設（以下「クーリングシェルター」という。）を適切に運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第３条　この協定の目的となるクーリングシェルターは、次に掲げるとおりとする。

（１）名称

（２）所在地

（供用部分）

第４条　クーリングシェルターにおいて、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第５条　クーリングシェルターの開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（１）開放する曜日

（２）開放する時間帯

（３）開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

　　　　　　人

（クーリングシェルターの管理）

第６条　クーリングシェルターの管理者は、クーリングシェルターを適切に維持管理し、及び次の事項について必要に応じて対応するものとする。

（１）気温に応じて適当な冷房機器を稼働すること。

（２）環境省が発表する熱中症特別警戒情報を取得及び把握に努めること。

（３）避難者にクーリングシェルターであることがわかるようにクーリングシェルター・マークなどの掲示を行うこと。

（４）受け入れ可能人数に応じて、適切な空間を確保することとし、無料で休憩できる椅子及びソファ等を配置すること。

（５）熱中症予防のため、飲料の購入場所を明示すること。また、避難者が持ち込む飲料等による水分補給を可能とすること。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第７条　市は、岩手県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかにクーリングシェルター管理者に伝達するものとする。

２　クーリングシェルター管理者は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第５条に定める開放可能日等において、クーリングシェルターのうち第４条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

３　前項によるクーリングシェルターの開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、クーリングシェルター管理者においてこれを行うものとし、必要に応じ市に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第８条　クーリングシェルター管理者は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第４条に定める開放可能日等において、クーリングシェルターのうち第４条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

２　前条第３項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第９条　クーリングシェルター管理者は、クーリングシェルターの営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、当該期間の満了の１か月前までに、クーリングシェルター管理者又は市のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、市及びクーリングシェルター管理者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

所在地　岩手県滝沢市中鵜飼５５番地

名　称　滝沢市

代表者　滝沢市長　武田　哲

所在地

名　称

代表者